

政令第 号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十五第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一兆千八百三十億円」を「一兆七千四百七十億円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

最近における卸電力取引市場における価格の動向等に鑑み、広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げる必要があるからである。